

政令第九号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項、第九十条第一項ただし書、第百条の二第一項本文及び第四号、第百二条の二、第百十四条の六並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「において同じ。」を「及び第二十七条において同じ。」並びにこれに接する加速車線及び減速車線」に改める。

第十二条第三項中「本線車道」の下に「並びにこれに接する加速車線及び減速車線」を加え、「並びに第一項及び前項」を「及び前二項」に改める。

第二十七条第一項中「（次条に規定する本線車道を除く。次項において同じ。）」を「又はこれに接する加速車線若しくは減速車線」に改め、同条第二項中「本線車道」の下に「又はこれに接する加速車線若しくは減速車線」を加える。

別表第二の一の表中「整備不良（制動装置等）」の下に「作動状態記録装置不備」を、「大型自動二輪車等乗車方法違反」の下に「自動運行装置使用条件違反」を加え、別表第二の備考の一の2及び3中「二の116から125まで」を「二の118から127まで」に改め、同表の備考の二の3中「127」を「129」に改め、同表の備考の二の8中「61」を「63」に、「63から115まで」を「65から117まで」に改め、同表の備考の二の50中「走行装置」の下に「自動運行装置」を加え、同表の備考の二中128を130とし、125から127までを127から129までとし、同表の備考の二の124中「118、120及び122」を「120、122及び124」に改め、同表の備考の二中124を126とし、119から123までを121から125までとし、同表の備考の二の118中「120及び122」を「122及び124」に改め、同表の備考の二中118を120とし、57から117までを59から119までとし、56を57とし、その次に次のように加える。

58 「自動運行装置使用条件違反」とは、法第七十一条の四の二第一項の規定に違反する行為をいう。

別表第二の備考の二中55を56とし、51から54までを52から55までとし、50の次に次のように加える。

51 「作動状態記録装置不備」とは、法第六十三条の二の二第一項の規定に違反する行為をいう。

別表第六の十六の項中「安全運転義務違反」を「作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、自動運行装置使用条件違反」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の83」を「別表第二の備考の二の85

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
- 3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、自動運行装置使用条件違反等に係る点数及び反則金の額を定めるほか、最近の道路交通をめぐる情勢の変化に鑑み、自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加減速車線又は減速車線を通行する場合の政令で定める最高速度を引き上げる必要があるからである。